

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十八号

平成二十八年

六月二十一日

火 曜 日

山梨県選挙管理委員会
委員長 成 澤 秀 仁

目 次

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

一四、一七一

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十一日

一八四、七五三

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

選挙区名

- 西八代郡……………四、七五一
- 南巨摩郡……………一、二二四
- 中巨摩郡……………五、〇三五
- 南都留郡……………一、八〇八
- 甲府市……………五三、〇四〇
- 富士吉田市……………一四、〇九九
- 都留市・西桂町……………一〇、〇三四
- 山梨市……………一〇、二〇七
- 大月市……………七、六二二
- 韮崎市……………八、五〇一
- 南アルプス市……………一九、八〇三
- 北杜市……………一三、八六三
- 甲斐市……………二〇、三四一
- 笛吹市……………一九、六三五
- 上野原市・北都留郡……………七、五二九
- 甲州市……………九、四一九
- 中央市……………八、二六八

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番